

令和 7・8・9 年度豊後大野市民病院院内保育事業運営業務 委託事業者選定公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の名称及び目的

名称： 令和 7・8・9 年度豊後大野市民病院院内保育事業運営業務委託

目的： 院内保育業務は福利厚生施設の保育所として、当院職員の児童を心身ともに健やかに育成し、職員の離職防止、職場復帰など就業支援を行うことにより職員の確保を図ることを目的とする。

2. 業務概要

(1) 業務内容

「豊後大野市民病院院内保育事業運営業務委託仕様書」のとおり

3. 審査委員会の設置

プロポーザル方式による企画の審査を厳正かつ公正に行い、適切な契約の相手方となる候補者及び次点者を選考するため、豊後大野市民病院院内保育運営委託事業者選定プロポーザル審査会を設置する。

4. 参加要件

本プロポーザルは公募型プロポーザル方式とし、次の（１）のいずれかに該当する者で、（２）の条件を全て満たす者とする。

- (1)
 - ① 豊後大野市内で認可保育施設を有する社会福祉法人もしくは学校法人であること
 - ② 豊後大野市内または九州県内において院内保育施設運営実績（受託運営を含む）を有する保育事業者であること。

- (2)
 - ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
 - ② 法人等設立して 5 年以上経過しており、保育所の良好な運営が 3 年以上あり、現在も継続していること。
 - ③ 本店および法人所在地において、県税、法人税の滞納がないこと。
 - ④ 過去 5 年間に行政処分等の重要指摘事項を受けていないこと。
 - ⑤ 会社更生法（令和 14 年法律第 154 号）民事再生法（令和 11 年法律第 225 号）等の規定に基づき更生又は再生手続きをしていないこと。
 - ⑥ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）もしくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下でないこと。

5. 委託期間

令和 7 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日（3 年間の長期継続契約）

※地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約とする。

※契約日から令和 7 年 3 月 31 日までを当該委託業務の準備期間とする。

6. 上限額の設定

上記契約期間における提案上限額は以下のとおりとし、これを上回る見積金額は採用しない。

令和7年度	16,988,400 円	(税込)
令和8年度	16,988,400 円	(税込)
令和9年度	16,988,400 円	(税込)
総計	50,965,200 円	(税込)

※令和7年度から令和9年度の予算額については、現時点では確定しておらず提示できないため、提案上限額とする。なお、提案上限額は、予算額と同額とは限らない。

※事業者が準備するおやつ及び保育用消耗品の経費については、別途協議の上支払う。

7. 応募手続

(1) 参加申込

本プロポーザルに参加しようとする者は、参加申込書（様式1）を提出すること。

①提出期間 令和6年9月3日（火）～令和6年9月17日（火）17時必着

②提出方法 郵送または持参

なお、持参の場合は、提出期間（土日祝日は除く）の8時30分から17時までに限り受け付けるものとする。

③提出書類

(ア) 参加申込書（様式第1号）

(イ) 院内保育運営業務に関する履行実績証明書（様式第2号）及び当該受託業務の契約書（写し）

(ウ) 認可保育所設置に関する許可証（写し） ※社会福祉法人、学校法人の場合のみ

(エ) 営業概要表（様式第3号）

(オ) 会社概要（会社の業務内容等を説明したパンフレット等の資料）

(カ) 暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団の構成員と密接な関係を有する者に該当しない旨の誓約書（様式第4号） 1部

(キ) 法人にあたっては法人または商業登記簿謄本の写し

(ク) 個人にあたっては、身分（身元）証明書 ※本籍地の市町村が証明するもの

(ケ) 財務諸表類（貸借対照表、損益計算書、直近の事業年度分に係る決算書：写し可）各1部

(コ) 納税証明書または納税の義務がない旨の申立書（様式第5号）

・直近の国に納付すべき法人税の納税証明書

・直近の消費税及び地方消費税の納税証明書

・直近の豊後大野市に納付すべき法人市民税、固定資産税及び都市計画税の納税証明書

・上記税目において納税義務がない場合は、その旨の申立書（様式第5号）

(サ) 印鑑証明書 1部 ※発行から3ヵ月以内

※ただし、(カ)～(サ)については豊後大野市へ「令和5・6年度物品製造等競争入札参加資格申請」を申請し受理されている場合は不要とする。

(2) 実施要領等に対する質問期限及び回答

①プロポーザル参加申し込み後、実施要領、提案書作成要領等に対して質問する場合は、質問書（様式7）により行うこととする。

②質問方法

質問書は、郵送、持参、電子メール又はFAXにより提出すること。

③質問書の提出先

下記12と同じ

④質問期限

令和6年9月9日（月）午後5時00分まで（必着）

質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

⑤回答方法

質問に対して、質問書提出日の翌平日から3日以内にFAX又は電子メールにより回答する。

また、回答内容がプロポーザル参加、実施において情報周知として必要なものについては、参加者にFAXまたは電子メールにて回答する。

(3) 院内保育所等業務予定場所の見学について

プロポーザル参加者が提案書の作成及び見積額算定に必要な場合、事前に質問書にて申込むことにより支障のない範囲での見学を許可する。

(4) 提案書等の提出

プロポーザル参加申込を行った者は、次に掲げる書類を提出すること

①提出書類

(ア) 提案提出届（様式6） 1部

(イ) 企画提案書 7部

②提出場所 下記14と同じ

③提出方法 持参もしくは書留郵便

④提出期限 令和6年9月24日（火）午後5時00分まで（必着）

(5) 辞退

参加申込手続き後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式8）を速やかに提出すること。

なお、豊後大野市民病院事業管理者が必要と認めるときは、別途参考書類の提出を求める場合がある。

また、提出期限以降における企画提案書及び関係書類の修正、差し替えは認めない。

8. 選定方法等

(1) 第一次審査（書類審査）

① 実施日 令和6年9月30日（月）

② 提出された提案書及び必要書類の審査を行い、上位3者程度を選定し書面にて参加者全員へ結果を通知する。

③ 参加申込者が3者以下の場合は第一次審査を省略し第二次審査へ移行する。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション）

①実施日 令和6年10月7日（月）

②第一次審査で選定した者を対象に、第二次審査としてプレゼンテーション審査を実施する。

③プレゼンテーションは、1事業者当たり説明20分、質疑10分程度とし、出席者の人数は、説明者を含めて1事業者当たり4人までとする。

④プレゼンテーション用のプロジェクターとスクリーンは病院が用意するが、パソコンは持参すること。

⑤説明は提案書の内容のみとし、追加資料等の配付は認めない。

- ⑥審査結果を基に契約優先順位1位、2位を決定する。
- ⑦その他、実施方法の詳細については、プレゼンテーション審査実施対象者に書面で通知する。
- ⑧新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によりオンライン会議システムを活用した審査方法に変更する
場合がある。

(3) 審査基準

提案書を審査する際の基準は概ね以下のとおりとする。

No.	審査項目	評価項目	評価区分
1	保育施設運営・基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・保育施設の運営実績 ・保育理念や基本方針、職員への周知 	10
2	組織運営	<ul style="list-style-type: none"> ・組織運営体制の整備状況、保育園運営のDX化等 ・職員に対する教育・研修計画、保育の質向上のための取り組み 	10
3	職員の確保・配置	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の採用、確保に関する具体的計画 ・職員の配置、勤務体制、地域雇用に対する貢献 	20
4	保育内容	<ul style="list-style-type: none"> ・保育指導計画、デイリープログラム、年間行事計画の充実 ・保育の実施方法の文書化 ・保育内容の評価体制の整備 ・具体的な保育サービスの充実 	10
5	安全対策、衛生・健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・保育室等の衛生管理方法 ・入所児童及び職員の健康管理 ・児童虐待及び災害等緊急時対応 	20
6	保護者との連絡調整	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の意見反映の取り組み ・利用者が相談しやすい環境、苦情解決の仕組みの整備 ・個人情報の保護 	10
7	おやつ等の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・おやつの提供方法、アレルギー・食中毒等への対応 ・食育の取り組み 	10
8	運営実績	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所の受託・運営実績はどうか ・運営年数の長い保育園が多いか ・九州内、県内での実績はあるか ・病院内の保育所運営の実績はあるか 	20
9	業務委託料	<ul style="list-style-type: none"> ・提案上限額との比較 $(1 - (\text{提案額} \div \text{上限額})) \times 100$ (小数点以下切捨て) を点数とする。(最大 30 点) ・経費積算の根拠 	30
10	業務委託契約対応の柔軟性等その他のセールスポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・1日の保育人数が定員の10名未満である場合の委託料減額の考え方(現時点での定期利用児4名) ・その他当保育施設の特性を考慮した業務委託料低減への提案 	30
満点 170 点			

備考 選定委員一人当たりの平均評定点が100点に満たなかった場合、最も高い総合評定点であっても、提案者を優先交渉権とはしない。

9. 失格

- (1) 次のいずれかに該当した事業者は失格とする。
 - ①参加資格要件を満たしていない場合
 - ②提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ③実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
 - ④審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - ⑤プレゼンテーションに正当な理由なく欠席した場合
 - ⑥参考見積書の金額が提案上限額を超過した場合
- (2) 契約優先順位が第1位に決定した参加者が上記(1)により失格となった場合において、委託契約の遅延等により病院が損失を被ったときは、当該参加者に損害賠償請求を行う場合がある。

10. その他

- (1) 本プロポーザルに関して用いる言語は日本語、金銭の支払いに用いる通貨は円、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。
- (2) 公募開始から事業者の選定が終了するまでの間、審査委員会の委員及び担当部局の関係職員に対する営業活動を禁止する。
- (3) 本プロポーザル参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- (4) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (5) 提出後の書類差し替え及び追加・削除は認めない。
- (6) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (7) 本プロポーザル審査委員会が必要と認める場合には追加資料の提出を求める。
- (8) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。
- (9) 書類作成及び提出に係る経費など、必要な経費は全て提出者の負担とする。
- (10) 応募手続き後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式8）を速やかに提出すること。

11. 選定後の手続き

- (1) 優先交渉権と、別途本事業実施に関する契約締結に向けた協議を行う。
- (2) 優先交渉権との間で契約締結に至らなかった場合は、次点者を最上位に繰り上げ、(1)と同様の協議を行うものとする。
- (3) 契約の締結までに優先交渉権が本募集要項に記載された条件を満たさなくなった場合、失格事項に該当した場合は、優先交渉権を取り消し、契約を締結しないことがある。
- (4) (1)の協議の結果、契約に至らなかった場合または(3)により契約を締結しないこととした場合は、発注者は一切の損害賠償の責めを負わない。

12. 契約に関する事項

- (1) 契約手続き
発注者は、優先交渉権者との間で、仕様書及び企画提案に基づいた契約の締結を行うものとする。
- (2) 契約方法
随意契約
- (3) 支払条件

委託料は毎月定額もしくは保育時間単価に利用実績を乗じて得た額とし、発注者は各月末締めをもって月ごと支払う。事業者が準備するおやつ及び保育用消耗品の経費については、別途協議の上支払う。

なお、契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等により消費税等額に変動が生じた場合は、発注者は契約を何ら変更することなく業務委託料相当額を加減して支払うものとする。

13. スケジュール

期 日	内 容 等
9 月 3 日（火）	参加申込書受付開始
9 月 9 日（月）	質問書受付締切
9 月 17 日（火）	参加申込書提出締切 午後 5 時まで
9 月 24 日（火）	「提案書」提出締切 午後 5 時まで
9 月 30 日（月）	第一次審査（書類審査）
10 月 7 日（月）	第二次審査（プレゼンテーション）
10 月 8 日（火）	選考結果の通知（発送もしくはホームページ）
10 月 中 下 旬	運営業務委託契約

14. お問い合わせ先（質問先及び提出先）

〒879-6692

大分県豊後大野市緒方町馬場 276 番地

豊後大野市民病院 医事・経営課 院内保育業務委託担当

電 話：0974-42-3121（内線 5997） F A X：0974-42-3078

メールアドレス：soumu-k@bungo-ohno-hp.jp